国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百九十八号**

**国立大学法人法施行令の一部を改正する政令**

内閣は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「前三号」を「前各号」に、「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入及び当該国立大学又は大学共同利用機関を設置する国立大学法人等の法第三十四条の三第二項に規定する業務上の余裕金をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百九十九号**

**司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令**

内閣は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に改める。

一　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十三号

二　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第十三号

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　三好　雅子

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百号**

**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**

内閣は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日は令和二年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年四月一日とする。

総務大臣　高市　早苗

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百一号**

**家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令**

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項、第二十一条第一項ただし書及び第二十五条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表水胞性口炎の項中「水胞性口炎」を「水疱（ほう）性口内炎」に改め、同表ブルセラ病の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同表結核病の項中「結核病」を「結核」に改め、同表ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）の項中「ピロプラズマ病」を「アナプラズマ病」に改め、同表アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）の項中「アナプラズマ病」を「アナプラズマ症」に改め、同表豚水胞病の項中「豚水胞病」を「豚水疱（ほう）病」に改め、同表ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）の項中「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病」に改め、同表家きんサルモネラ感染症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）の項中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改める。

第二条の見出し中「消毒設備」を「衛生管理区域における消毒設備」に改める。

第六条第二号イ中「ひろげる」を「拡散する」に改め、同号ロ中「水胞性口炎」を「水疱（ほう）性口内炎」に、「豚水胞病」を「豚水疱（ほう）病」に、「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に改め、同条第三号中「ニューカッスル病又は家きんサルモネラ感染症」を「ニューカッスル病又は家きんサルモネラ症」に改める。

第十一条中「第二項」の下に「（これらの規定を第七条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第十二条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（家畜以外の動物における伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断）

**第七条**　第五条の規定は、法第二十五条の二第三項の政令で定める手続について準用する。